(仮称) 滋賀県立高等専門学校設置場所選考懇話会(第3回)議事録令和4年5月25日開催

出席者:

座長、委員7名、事務局(オンライン)

※ 発言者は匿名としています。

事務局:

皆さん本日はお忙しいところ、ありがとうございます。

ただ今より第 3 回の滋賀県立高等専門学校設置場所選考懇話会を始めさせていただきたいと思います。それでは最初に、企画調整課長の越後より、開会のご挨拶をさせていただきます。よろしくお願いします。

越後滋賀県企画調整課長:

企画調整課長の越後でございます。どうぞよろしくお願いいたします。皆様にはお忙しい 中、懇話会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

前回の懇話会では、用地選定基準についてご議論をいただき、おかげをもちまして、5月 18日には県議会に報告をさせていただき、市町にもご案内をさせていただいたところです。 ありがとうございます。

本日につきましては、その審査基準に基づきまして、まずは県有地について、この基準に 従いまして我々で審査をさせていただきました。その内容についてご覧いただきまして、公 平性、客観性の観点から、特にご意見を頂戴できればと思っております。お忙しい中ご参加 いただきましてありがとうございます。今日もお手数おかけすることになると思いますが、 忌憚ないご意見をいただきまして、最適な高専の設置場所の決定に向けて進めて参りたい と思いますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

事務局:

はい、それでは続きまして、座長からご挨拶をいただきたいと思います。お願いします。

座長:

よろしくお願いいたします。委員の皆様方本日はご多用の中、ご参集いただきまして誠にありがとうございます。第3回の滋賀県立高等専門学校設置場所選考懇話会ですが、第1回並びに第2回の懇話会におきまして、皆様方に種々、重要な意見交換をしていただきながら、用地選定基準の制定を進めさせていただいたわけです。今回ですが、選定していただき

ました用地選定基準に基づきまして、県有地の中から候補地につきまして、設置場所検討について議論を進めさせていただきたいと思います。この後、事務局の方から、ご説明いただくわけですが、候補地につきまして、大変詳細に用地選定基準に基づき、採点をしていただいております。この候補地につきまして皆様方から、ご意見をいただきたく存じます。今回、具体的に候補地をお示しいただくものですが、皆様方により、十分な検討をしていただければと存じます。よろしくお願い申し上げます。

今回におきましては、県有地から候補地を選定するわけですが、この後、次回の予定では、 新たに市や町からご提案いただきました候補地を、この県有地の候補地に加えまして、さら に検討していただく予定です。高専の発展と育成される若い人材のため、そして滋賀県のた め、客観的な観点から、また、大局的長期的な観点で、忌憚のないご意見の交換をいただけ ればと存じます。どうかよろしくお願い申し上げます。

事務局:

座長、ありがとうございました。それでは本日の委員の皆様の出席の状況ですけれども、 ちょっと委員様 1名が入られていない状況です。確認中です。それから皆様オンラインで参加いただいているほか、こちらの会場にですね、構成員 G にも来ていただいております。 第 1 回目、第 2 回目とご意見を紹介させていただいたのですが、皆さん顔を合わせていただくのは初めてですので、一言自己紹介いただきたいと思います。

委員:

こんにちは、はじめまして。第1回、第2回と都合が合わなくて、参加させていただくことができませんでしたが、特別支援のバリアフリーの視点から県有地の最適な基準等についての意見が出せたらなと思いますので、よろしくお願いいたします。

事務局:

はい。それでは開催に当たりまして、いつも通りですが、留意事項を申し上げます。会議 は非公開ですが、後日議事録を発言者名を特定できない形で公開させていただきます。資料 につきましては本人限りということでお願いをしたいと思います。

それでは以後の進行につきまして、座長お願いいたします。

座長:

早速ですが、本日の資料、県有地の選考結果の説明を事務局にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

事務局:

はい、それでは事務局から説明をさせていただきます。画面を共有させていただきます。

資料 1、昨日メールでお送りさせていただいた資料と同一の資料です。資料 1 最適県有地の選定についてをご覧いただきたいと思います。先日示しいたしました選定基準は、第 1 ステップとして最低要件による絞り込み、第 2 要件としてそれぞれの項目で比較検討という手順を踏んでおります。その第 1 ステップで最低要件による絞り込みというのを行った結果です。絞り込みの要件としましては、まず土地の広さが $2 \, \mathrm{Fm}^2$ 、それから、県有地ですので関係ありませんが、用地が取得済み、それから高専の設置が法令上記可能なところ、それから災害の危険性がないところが、この四つの条件に当てはまる土地というのが県有地でもそういうものは数多くはありませんで、この 6 か所になっております。位置でお示しをさせていただきますと、このようにですね、北は長浜市が $2 \, \mathrm{場所}$ 、彦根市が $1 \, \mathrm{か所}$ 、野洲市が $1 \, \mathrm{箇所}$ 、日野町が $1 \, \mathrm{か所}$ 、東近江市が $1 \, \mathrm{か所}$ 、この $6 \, \mathrm{か所}$ 、 $5 \, \mathrm{市町}$ から $6 \, \mathrm{か所}$ ということになっております。それぞれの土地の状況を説明をさせていただきます。

まず旧長浜北高校の跡地という用地です。こちらにつきましては、すべての資料に共通しますが、青い点線が最寄り駅を示しております。この赤丸が、実際に候補地の位置を示しております。それを拡大したものがこちらの図になっております。元々長浜北高校と長浜高校がありましたが移転統合いたしましたので、学校の校舎があるように見えていますが、現状更地の約4万4,000㎡の真四角の土地になっております。駅からの距離は3.4kmです。

続きまして、県大敷地です。県大の敷地につきましては、今あります、県立大学の敷地の空いている土地を活用するという案です。場所はJRの南彦根駅から 4 キロでバス等も走っております。こちらの用地ですが、こちらの2ヶ所に分かれております。まとまった大きな遊休地というのはありませんでして、大体この上のところにこの右上のところが 9,000 ほど、左下のところが 1 万 6,000 ほどで合計 2 万 5,000 ㎡になっております。この両者の距離は大体七、八百メートル離れております。周りに田んぼがございまして、こちらの田んぼは農用地いわゆる青地ということになっていまして、少し開発制限がかかっております。

続きまして、旧野洲川という土地です。こちらはもともと野洲川が南流と北流に分かれておりまして、かつての川の跡です。天井川になっていまして、その天跡地の場所になっています。こちらは、JRの野洲駅から徒歩17分というところです。広さは4万3,000㎡ほどありますが、見ていただいた通り長細い形状をしていまして、場所によっては非常に用途が限られてくるのかなということで、一旦この全体の土地の上方の広いところですね。ここが4万㎡弱ありますので、この場所でどうかな、という視点で評価しているものです。

続きまして日野町の旧しゃくなげ園という施設で、こちらも現状は更地です。日野駅から 徒歩 17 分というところです。広さがこの 2 か所あわせまして 2 万㎡になっています。

5ヶ所目ですが、これは長浜市の木之本町です。もともと農業技術センターの湖北分場だったところでして、大体2万6,000㎡です。現状はこの建物が少し残っているのと、大半が農場という形になっております。アクセス数でいきますと木之本駅から歩いて20分あまりというところになります。

最後は、東近江市の旧リゲインハウスという、過去に空港関連で予定していた場所ですが、

こちらも用地として予定するものです。こちらはもう山丸々みたいなところで土地としてはかなり広くて 15 万㎡ほどあります。これは山みたいなところですので、造成に相当かかるのではないかと思っています。駅は、近江鉄道の駅から 2.5km ほどです。

以上の 6 ヶ所です。それぞれ事前に評価表はお送りさせていただいていますので、見ていただいている部分もあるかと思いますので、それぞれの土地の簡単な特徴を申し上げていきたいと思います。

最初に戻りまして、長浜北高校ですが、長浜北高校の特徴としましてはまず校地がご覧いただいた通り、非常に形がよく広い。というところから非常に点数は高くなっております。一方で、交通アクセスの面は、少し北寄りであることと、駅からのアクセスもかなり遠いことで、県内全域のカバーという面とあと県外からのアクセスという面で点数は低く出ております。周辺要件、特色ある文化や周辺の理解は申し部分ないところと思います。最後に連携要件ですが、周辺に長浜バイオ大学や東北部技術センターが米原駅前にできますので、こちらとの連携や工業系企業を集積度というところで点を集めております。概して、四角形でバランスを表しておりますが、校地要件についてはいいが、交通要件では弱点がある。こういった評価になるかなと思います。

2点目が、県立大学の敷地です。こちらの特徴としましてはまず校地が2ヶ所にかなり離れている。また、面積もそれほど広くなく、周りも農用地ということで、拡張性の面でなかなか難しいのかなということを含めますと、校地要件では低く点数をつけなければならないかと思います。交通要件は、現に大学があるわけですが、一番若い人で15歳ということを考えますと、少し交通の要件は不便だということになると思います。一方で、周辺要件では、教育上ふさわしくない施設はなく、特徴的な活動をフィールドもあります。連携ということでは、県立大、滋賀大など周辺に大学も多く、企業の集積もそれなりにあり、法人との連携もよいということで、連携要件は最も高いものを得ております。このようなことを踏まえた結果、バランスとしてはこのような四角形になります。

3つ目、野洲川の用地の特性としましては、何といっても交通要件がいいというところです。その他についても、赤い点線で示す6ヶ所の平均から見て、平均以下の項目はありません。加えて、交通の要件が優れています。校地要件は、広さが4万3,000㎡ほどありますが、先ほど申し上げました細い部分をどう見るかというところで今回はちょっと有効面積から外しまして、4万㎡以下ということで評価をしております。加えて、土地の形状が、やはり細長く校舎の配置等をしなければならないというところで。生徒さんの動線とか考えるときに、制約が出てくるかなということで、少し低い評価をしているところです。

通学の容易性では県内からのアクセスもよく、県外からも京阪神層、京都からの通学が見込めるというところで点数が高くなっています。周辺要件は、少し特徴的な活動フィールドは少し低い点数になっています。連携要件は、今の評価基準でいきますと、大学は一番近いところでも、車で30分かかるので、△にしていますが、逆に30分で行ける学校が多いという特徴もあります。工業系企業の集積度という点では高い点を取っています。これらのこ

とを総合しますと、まず平均的な点を取っていることに加え、交通要件で評価されていると。 ただしちょっと校地要件では少し中細い形状なので、制約がある可能性が特徴だと思いま す。

6 か所評価をしたうちの以上3つの土地が高い評価があった箇所で、残り3つについては 平均以下の評価となりました。個別に見ていただくと、旧しゃくなげ園は校地も狭いという ことで点数が落ちていますし、交通アクセスも便利ではないです。連携面でも、密ではない という土地になっています。木之本につきましても同様にすべて平均以下になっておりま す。級のリゲインハウスの用地ですが、面積が広いということですが、現状が山ですので、 コスト要件のところで、大規模な造成や進入路の新設で相当な経費がかかってきますので、 コスト要件で低い評価になっています。以上土地の特徴を申し上げまして、一覧表にしたも のがこちらです。

以上のところを踏まえまして資料1に戻らせていただきます。資料1の2ページが6ヶ 所についてまとめたものです。特徴は先ほど申し上げたとおりです。今回どのように総合点 をつけるかというところで、前回もご議論いただいたところで、一つは各項目のバランスを 見ていくというところと、独自の市町のPRを評価すべきといった指摘があったかと思い ます。この総合点の付け方について様々検討しましたが、市町のPRについては、今回は広 く意見を聞いておりませんので、評価はしない。全体の30点のうち10点についてはバラ ンスに着目して配分しようと、このバランス点はなぜ付けているかというと、前回この設置 基準の中で示していました独創的な教育活動、将来展開、全体の波及効果など、こういった ものをするためにはバランスが必要ということでつけさせていただいています。この 10 点 を全体が県平均以下、具体的には旧しゃくなげ園と旧農技センターと旧リゲインハウスの3 ヶ所になりますが、この3ヶ所については、全体の点数が県平均以下になるので、○点にす る。続いて、全体は平均を超えているが、平均以下の項目がある。具体的には長浜の交通と 県大敷地の校地と交通。こういったものがあるものについては 5 点とする。全体が平均以 上でかつ平均以下の項目がない。これは野洲だけが該当するわけですが、こちらについては 10 点ということで、今回はバランス点の 10 点満点をこのように考えて 3 段階で評価をし ても加えました。それにコスト要件を加えたものがこちらの合計点となり、こうしますと、 旧野洲川は 151 点。県大敷地が 146 点、長浜北高校跡が 139 点ということになり、最適県 有地として旧野洲川を選出することにしております。ただ、いくつか条件があり、野洲川に しても用地の形状が細長く、配置等に制約があるという課題も少しありますので、これも付 記してはどうかと思っております。今回は、最適県有地の選定に当たって市町からの意見は 聞いておりません。これは前回も委員の皆様からそこをどうするのかとご意見があったと ころでありまして、その時は市町からの提案というのは県有地の選定の際には聞かず、この 三つの視点からの採点をすることで申し上げていましたが、やはり県有地であっても追加 的な提案をしたいという声もあるかと思いますので、県有地の選定の当落に関わらず、この 県有地を含めた市町からの追加提案、いわゆる、ちょっと敗者復活的になるかもしれません が、そういったことも認めることとしてはどうかと考えております。当該県有地を含めた市町からの追加的な提案がどういったものがあるかということですが、例えば、まず物理的に県有地の横に市町が持っている土地とか民有地などがあったとして、そこを一体的に使うことでより魅力的に使用するという提案であるとか、あるいは県有地の近くに市町が持っている施設があって、それを活用することで、より安価で効果的な提案していこうということがあるかと思います。あるいは、この県有地を使っての学校運営に当たって、市町独自の支援策や経済界の支援策など、独自のPRを改めてしていただいた上で上げていく。こういったことが考えられるかと思います。こういうような条件をつけた上で、最適県有地については旧野洲川として、これに匹敵する市町の提案の受け付けたいと考えております。

今後の予定ですが、本日第 3 回懇話会が終わりまして、ここで皆さんからいただいた意見がまとまりましたら、早ければ 6 月の県議会の常任委員会で説明をさせていただいて、市町からの提案を 1 か月ほど募集しまして、その後懇話会を 2 回ほど開催市、早ければ、8 月頃に同様に県議会で説明させていただくという予定で考えております。説明は以上です。

座長:

どうもありがとうございました。今県の事務局から、候補地につきまして、非常に詳しいご説明をいただきました。さらに、資料には詳細な採点結果等も出ております。また、地図も示していただいております。非常にいろいろお調べいただいているところです。皆様もいろいろなご意見をお持ちではないかと思いますが、今一度資料を精査いただく時間を取らせていただきたいと思います。40分まで10分間、休憩ということにさせていただきまして、その間に今非常に詳しいご説明いただいたわけですが、資料にもう一度目を通していただいて、詳しいご検討をいただければと思います。そして40分に再開させていただき、皆様方のご意見をうかがわせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(休憩 10分)

座長:

皆さんおそろいになられましたので、意見交換に移りたいと思います。最適県有地選定案 につきましてご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。はい、委員様どうぞ。

委員:

1点確認させていただきたいことがありまして、旧野洲川の地域の点数を見ていて、周辺要件のところを見ますと「3.地域をフィールドとする多様な学び」の3-2-2のところがゼロ点になっていまして、ここの特徴的な活動をフィールドというと、地場産業等との関連性だったと思うのですが、地場産業等と中身がどういうところなのか聞かせていただきたいと思います。なぜかと言うと、野洲といえばIT産業の集積ということで、確か経済産業省

の方からも認定を受けていたと思います。その観点で「等」というものがここに含まれるのか含まれないのか。一方で、関連する 4-1-4 「工業系企業の集積度」が 9 ということで非常に高くなっています。こちらの方で点数に入れたということなのか。そのあたりですね、先ほどの地場産業の「等」という特徴がある活動という、その点についてどういう評価をされたのか、教えていただければと思います。

座長:

どうもありがとうございます。事務局の方いかがでしょうか。

事務局:

今回の評価につきましては、この「等」というのは考慮していません。地場産業のみで機械的に考慮したという評価をしております。

座長:

地場産業というのは何か伝統的なものを考えられておられているのでしょうか。

事務局:

そうですね。ここで評価しているものは地場産業、伝統的な産業、そこに高専生が関わることで新しいアイデアが出ないかという点で評価に入れているということです。従って、少し変化球的なところで評価したということです。

座長:

どうもありがとうございます。委員様は大体想像されていた通りという感じですか。

委員;

そうですね、イメージ通りでした。今の点についてはそれでわかりました。もう一つ別件で、合計点数から総合点を引いて見ますと、県大用地と旧野洲川がともに 141 になって、実は同じ点数になるなと思って見ていまして、もう一つの長浜北高校跡地についてはちょっと差があります。つまり、総合点のとこで左右されるのかなという印象を持ちました。

座長:

そうですね。その辺は、敷地が離れているということが総合点に影響してきているという ことでしょうか。事務局の方はいかがですか。

事務局:

総合点のつけ方は、今回、総合点とはいえ、ある種機械的につけている部分があります。

機械的と言いますのは、まず満点を 10 点として、バランス面だけを見ています。まず野洲の特徴としてはすべての四つの項目が及第点を取った上で特徴的な項目があって点を上げています。一方で県大の敷地の方については、やはり土地が離れていて拡張性ということからもなかなか不便であろうということ、また、交通の要件も少し厳しいだろうということ。この2つで平均点を下回っておりますので、そこで差がついたという内容です。

座長:

ありがとうございます。よろしいでしょうか。それでは委員様どうぞ。

委員:

今のお話、私も同じように思っていまして、県大敷地の案の中で、県大と隣接している部分で県大と共用できる部分があるのではないでしょうか。例えばグランドを一緒に使うとか、職員の駐車場は一緒に使えるとか、高専の生徒も県大の生徒も同じ食堂が使えるとか、共用できる部分があるとすれば、今の校地の点数はもっと上がってきそうに思うのですが、これを見ると共用などは考慮されていなくて、敷地が離れているところでのマイナス点が非常に大きいように思うのですが、その辺どうお考えですか。

座長:

はい、ありがとうございます。事務局の方いかがでしょうか。

事務局:

一定共用できる部分はあるかと思います。ただ県大にも聞いておりますと、例えば大きく共用を期待したものとしましては、体育館がございます。ただこの県立大学は、大学には珍しく体育館が1ヶ所しかありません。また、グラウンドも1つです。オペレーションのことを実際に考えていきますと、サブ的なグラウンドなり、体育館を全く造らないわけにはいかないだろうと考えています。そう考えると、なかなかこの面積では厳しいという現状があります。一方でおっしゃる通り、例えば図書館はフルスペックのものは造らなくていいかなというところで面積は削減できる部分もありますし、あと食堂も、わざわざ高専の方に作らなくても大学のもので共用できる。このようなところについては、一定考えた上で採点していまして、例えばコスト要件のところ。これがプラス14点つけております。こちら先ほど説明で飛ばしていましたが、こちらは既存施設の活用で新たに作る面積から共用部分を減らせる部分、例えば図書館なり食堂ですが、1割弱くらいは減らせるのではないかと考えています。あと運営費も施設が小さくなるわけですから、当然光熱水費も削減できるだろうと加味して点数を加点して、こういうところで既存施設の活用については配慮しているところです。

ただそれらを考慮しても、やはり2ヶ所に分かれて、合計2万5,000㎡はやはりちょっ

と少ないと感じております。2箇所が現状どういう状況かと言いますと、資料の右上のところの9,000㎡のところは全くの遊休地ですが、この左下の土地は、実は現状は駐車場です。なので、現実の問題としてここは全部潰せないのではないかと考えています。ピロティ化するとか工夫の余地はあると思いますが、かなり無理をしないとつくれないと思います。加えてこの周辺の土地に拡張を求めていくにしても、すべて農用地になってきますので、規制を外すのも難しいという状況がありまして、それらを総合的に判断した結果、この点数になっているということです。

座長:

ありがとうございました。委員様いかがでしょうか。

委員:

はい、わかりました。

座長:

はい、ありがとうございます。他の皆さんはいかがでしょうか。委員様はいかがでしょうか。

委員:

こういうものはやはり現地を実際に見てみないとなかなか判断しにくい部分もあるかな と思いますが、事務局の方が十分その辺は見られた上だということかと思います。概ね私は この案でよいと思いますが、1点だけ、旧野洲川にしても市街化調整区域になっているかと 思うのですが、そのあたりは簡単にクリアできるのでしょうか。

事務局:

はい。こちらについてはクリアできると考えております。

座長:

どうもありがとうございます。それでは委員様いかがでしょうか。

委員:

先ほどちょっと音声が途切れたので今後の動きがちょっと聞こえなかったのですが、県 有地の候補地がある市町から候補地に追加提案して加点出来るなら、野洲川候補地の順位 は変わる可能性もあるのですか。その辺りがよく理解できませんでした。

座長:

はいどうもありがとうございます。事務局いかがでしょうか。

事務局:

まず野洲川の候補地の位置付けですが、あくまでも県有地で 1 位になっただけというと ころで、市町からの提案があった時にはそれらの提案と同じ土俵で評価をして、当然市町か らの提案の方が点数が高ければそちらの方を採用ということになります。

先ほど市町からの県有地を使った追加的な提案というのを申し上げたのですが、それは 例えば野洲の土地の隣に市の土地を追加しますよ、あるいは土地はそのままだけれど、その 近くの市の施設を使ってもらっていいですよ、だから高専は建物を建てなくていいですよ、 あるいは市町が独自に支援をその土地に対して考えますよ、とかそういう提案があればそ の内容を含めた採点をもう一度するという意味です。また、市町からの純粋に全く別の場所 の提案についても考えられ、それらの中で考えていこうということです。

委員:

わかりました。逆転もあり得るということですね。

事務局:

もちろんです。

委員:

はい、理解しました。

座長:

はい、どうもありがとうございます。委員様いかがでしょうか。

委員:

基本的に点数はもう決めた通りでよろしいかと思います。ただ野洲川はちょっと細長いので配置がうまくできるかどうかと思っていますが、ここら辺はどうでしょうか。

事務局:

おっしゃる通り、配置が最低限は可能ということは確認していますが、配置の自由度という意味ではかなり制限される部分がある。そういった意味では、自信をもってベストの土地というには少し弱いのかなという点はあります。従って、今回の最適県有地を出すにあたっても、少しそういう課題があるよということを付記してその上で市町からの提案を待つこととしたいと考えております。

委員:

了解しました。どうもありがとうございます。

座長:

委員様いかがでしょうか。

委員:

私も実は 141 点というのは一緒だなと思いながらも、別の視点で言いますと、県大敷地は連携の点数が高くなっていまして、逆に言えばそれは当然の話であって、そこの中に建てて近くには滋賀大もあるということなので、そこは高くなって仕方がない話ですから、それを除外すると、実はここの敷地が本当にいいのかなという疑問がちょっとありました。それは、先ほどからの敷地が2つに分かれるっていうところもポイントですけれども、高専教員の立場としましては、こういう建て方をされてしまうと、何か高専が隅に追いやられているような感じがして、せっかく新しく建てた校舎なのに、その敷地の端っこ、それも駐車場のところの一部を残しながらとなると、ここに通う高専生が胸を張って通えるような校舎にならないのではないかと、その心配をちょっとしました。もちろん、例えば体育館だけじゃなくて、例えば研究設備とか、実験設備とか工場とかが共有できるかもしれないというメリットもあるのですが、せっかく新しい校舎ですから、胸張って来られるような校舎と思えば、この細長いところの配置の工夫は必要かもしれないですが、やっぱり広々としたところで迎えてあげる方がいいのかなという気がしますので、今回の県有地としては野洲川で私はいいのかなと思います。以上です。

座長:

どうもありがとうございます。非常に高専の立場というものも考えていただいてご意見 いただきましてありがとうございます。委員様はいかがでしょうか。

委員:

休憩時間にも今出たような質問をさせていただいたのですが、市町の方から提案が出た らこの基準に基づき点数化されると聞きましたので、この中でであれば点数のとおり旧野 洲川でいいと思います。私は野洲川の現地へ行っていないのでこれはイメージですが、少し こんもりしたところで、聞いていますと少しなだらかに坂になっているということでした ので、起伏などは大丈夫なのでしょうか。

事務局:

ここは天井川の堤に上がっていくようなイメージになりますので、自転車が普通に登れるくらいの坂になっています。ですので、例えば電動の車椅子の方でも登れる起伏と考えて

います。ただ、他の場所にも共通するが、その場所に行くまでの歩道が完備されているというと、少し整備が物足りないところもありますので、そこはまだ考えていかないといけないと考えています。

座長:

どうもありがとうございます。他の方、どうぞご意見ございましたら、よろしいでしょうか。

委員:

今回の最適県有地は野洲川のところとして、野洲川の点数はこのままで、市町からの提案はこの151点と比較するということですか。

事務局:

今回の野洲川の点数は市町からの意見は全く反映していません。従って、例えばこのまま点数を固定してしまうと、これを踏まえてPRできる他の市町と比べて不公平になりますので、野洲市が追加的な提案をしてきたらもちろんそれを評価しますし、追加的な提案はない場合でも、実情をヒアリングさせていただいた上で、総合点を中心に再評価させていただくということなので、総合点については動くというふうに思っております。

委員:

総合点で 10 点のところはプラスアルファされるっていうことですね。わかりました。

座長:

私も評価は絶対的なところもあれば、相対的なところもあると思っていますので、また比較するところが違ってくれば事務局で言われましたように、相対的な点数づけも出てきて 点数が違ってくるかなと想像しておりました。

ありがとうございました。議論がスムーズといいますか、本当に皆さん方には重要なご質問いただきましてありがとうございます。野洲川の候補地ですが、つけていただいた点数も高いですし、確かに構成員 C の言われるように現地を見ないと、というところもありますが、地図で見ていいところかなと思います。そういう意味で、県有地としてはここに絞られてくるのが順当なように思います。今日は最適県有地の選定をご議論いただいたわけですが、県の方から6か所の候補をあげていただきまして、1ヶ所に選定するということをさせていただきました。委員の皆様方からは、地場産業、あるいは県大との関係、あるいは市街化調整区域の問題、あるいは高専の意欲の問題等、いろいろ選定に当たって考えなければいけない点もご指摘いただきました。それらも含めて考え、旧野洲川を選定させていただきたいと思います。

県の方でつけていただいた点数とも一致するものでございます。

事務局におかれましては本日の議論を踏まえ、最適県有地の選定に向けて調整いただくようにお願いいたします。少し時間はありますが、本日の議論は以上で終了とさせていただきたいと思いますが、事務局から何かご連絡事項等ございますでしょうか。

事務局:

座長、どうもありがとうございました。それでは本日いただいたご議論を踏まえて、議会等の手続きを経て、最終的に最適県有地として公表させていただきたいと思っております。 次回の懇話会については、各市町からの提案をいただいた後、その最終選考についてご議論いただく予定ですので、提案をいただく期間が空きます。目安としては7月頃になるかなと思っておりますので、また改めて調整をさせていただきたいと思います。

あともう1点事務的な事項としまして、先般第1回目と第2回目の懇話会の議事録について皆さんに内容を確認させていただいたところですが、個人が特定されないようにという点で支障がある箇所がありましたので、事務局で修正して再度確認をお願いしたいと思います。再度のお願いで恐縮ですがどうぞよろしくお願いいたします。以上です。

座長:

それでは本日の懇話会を終了させていただきたいと思います。貴重なご意見をいただきありがとうございました。また次回もよろしくお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。